

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	人 事 課
◎ 告 示	
・生活保護法に基づく指定医療機関の指定	福 祉 保 健 課
・生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定介護機関の廃止の届出	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の指定	"
・生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出	"
・道路の区域の変更（6件）	道 路 維 持 課
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始（4件）	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始（2件）	"
・道路の区域の変更	"
・道路の供用の開始	"
・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	砂 防 課
◎ 公 告	
・大規模小売店舗の変更事項届出	商 務 金 融 課
・測量の実施	建 設 企 画 課
・都市計画の図書の縦覧	都 市 計 画 課
・土地区画整理事業の事業計画の変更認可	"
・落札者等	警 察 本 部 会 計 課
◎ 公安委員会告示	
・警備員等に対する検定の実施	生 活 環 境 課
・少年指導委員の委嘱	少 年 課
◎ 収用委員会規則	
・長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則	収 用 委 員 会 事 務 局
◎ 雑 報	
・一般競争入札の実施について	長 崎 県 公 立 大 学 法 人

◎ 正 誤

・平成29年2月10日付け長崎県公報第10602号中

河 川 課

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

長崎県規則第6号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和49年長崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）

ア 孫、祖父母及び兄弟姉妹

イ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第3条第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

告 示

長崎県告示第134号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関として次のとおり指定した。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

医療機関名	開設者	所在地	指定年月日	有効期間
医療法人 光和会 おくの歯科医院	医療法人 光和会 理事 事長 奥野 勝也	長崎県諫早市上野町11-1	平成28年12月1日	平成34年11月30日
医療法人信愛会 黒木医院	医療法人信愛会 理事 長 古賀 成彦	長崎県大村市西大村本町 212-2	平成29年2月1日	平成35年1月31日
左野歯科医院	左野 利器	長崎県壱岐市芦辺町芦辺 浦83	平成29年2月2日	平成35年2月1日

小武医院	小武 康德	長崎県西海市西海町横瀬郷667	平成28年10月20日	平成34年10月19日
西彼歯科診療所	前田 哲治	長崎県西海市西彼町上岳郷337-1	平成29年1月11日	平成35年1月10日
医療法人 石橋歯科医院	医療法人石橋歯科医院 理事長 石橋 民朗	長崎県西海市大島町1894-12	平成28年12月1日	平成34年11月30日
さいかい薬局	有限会社 力武ファーマシー 代表取締役 力武 奈津子	長崎県西海市西彼町八木原郷3461番地5	平成29年2月1日	平成35年1月31日
みどり調剤薬局	有限会社みどり調剤薬局 代表取締役 堀 剛	長崎県諫早市天満町3-6	平成28年4月1日	平成34年3月1日
おの小児科医院	小野 靖彦	長崎県諫早市宇都町7-21	平成29年1月20日	平成35年1月19日
医療法人社団 川ばた内科医院	医療法人社団 川ばた内科医院 理事長 川 端 元	長崎県諫早市上野町5番地10	平成28年1月1日	平成34年12月31日
医療法人 星和会クリニック	医療法人 星和会クリニック 理事長 大坪 孝行	長崎県諫早市永昌東町2番17号	平成28年11月1日	平成34年10月31日
医療法人 橋爪外科胃腸科医院	医療法人橋爪外科胃腸科医院 理事長 橋爪 毅	長崎県諫早市金谷町3-17	平成28年4月1日	平成34年3月31日
医療法人 吉田内科クリニック	医療法人 吉田内科クリニック 理事長 吉田 知之	長崎県諫早市宇都町19番16号	平成28年11月1日	平成34年10月31日
いしだ歯科医院	石田 豊	長崎県諫早市多良見町化屋481-3 プレステージ 多良見 2F	平成28年3月7日	平成34年3月6日
医療法人 井手歯科医院	医療法人井手歯科医院 理事長 井手 庸隆	長崎県諫早市本町3-13	平成28年11月1日	平成34年10月31日
橋本歯科医院	橋本 孝道	長崎県諫早市永昌町11-32	平成28年8月5日	平成34年8月4日
やました歯科	山下 敏昭	長崎県諫早市松里町6番6	平成28年9月24日	平成34年9月23日
株式会社あおぞら薬局	株式会社あおぞら薬局 代表取締役 和田 稔	長崎県諫早市高城町9-5	平成28年12月27日	平成34年12月26日
いずみ薬局	株式会社 T A I O 代表取締役 井手 陽一	長崎県諫早市泉町17-16	平成28年4月1日	平成34年3月31日
かわはら薬局	有限会社 ケミスト 代表取締役 川原 聡	長崎県諫早市多良見町化屋1053-12	平成28年12月28日	平成34年12月27日

フラワー薬局	有限会社 ミデック 取締役 岡部 裕子	長崎県諫早市永昌東町 13-6	平成28年7月1日	平成34年6月30日
むつごろう薬局	不知火薬品株式会社 代表取締役 宮崎 清彰	長崎県諫早市白浜町 2612-11号	平成28年3月6日	平成34年3月5日

長崎県告示第135号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

医 療 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
医療法人 福島内科医院	医療法人 福島内科医 院 理事長 福嶋 良 岡	長崎県五島市福江町2-10	平成29年1月11日

長崎県告示第136号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関として次のとおり指定した。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日		
株式会社エム. エ ス. ファーマシー はすわ薬局	長崎県北松浦郡佐々 町羽須和免834	株式会社エム. エ ス. ファーマシー 代表取締役 杉本 憲昭	長崎県佐世保市小野 町55番15	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	平成28年11月1日
マーチ薬局	長崎県西彼杵郡時津 町浦郷428-10	有限会社 ハーモ ニー 代表取締役 中嶋 美香	長崎県西彼杵郡時津 町浦郷264番地4	居宅療養管理指 導・介護予防居宅 療養管理指導	平成28年11月18日
医療法人裕光会 谷 川病院	長崎県平戸市田平町 山内免400番地	医療法人裕光会 理 事長 谷川 純二	長崎県平戸市田平町 山内免400番地	訪問リハビリテ ーション、介護予 防訪問リハビリテ ーション、居宅療 養管理指導、介護 予防居宅療養管理 指導	平成28年12月1日

長崎県告示第137号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

事業所の名称及び所在地		申請者の名称及び所在地		サービスの種類	廃止年月日
通所介護事業所エル スリー長崎百合野	長崎県西彼杵郡長与 町高田郷2357-1	株式会社 エヌ・ ビー・ラボ 代表取 締役 池川 一臣	神奈川県横浜市中区 桜木町一丁目101番 地1クロスゲート7 階	訪問介護	平成28年3月31日

長崎県告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、施術機関として次のとおり指定した。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(指 定)

施 術 機 関 名	開 設 者	所 在 地	指定年月日
結かり整骨院	株式会社 創健アシ スト 代表取締役 庄崎 竜彦	長崎県雲仙市吾妻町平江名117番地 1	平成29年2月1日
玉里整骨院（柔道整復）	玉里カプセルコーポ レーション株式会社 代表取締役 玉里 憲吾	長崎県諫早市鶴田町44-6	平成29年2月1日
玉里整骨院（はり・ きゅう）	玉里カプセルコーポ レーション株式会社 代表取締役 玉里 憲吾	長崎県諫早市鶴田町44-6	平成29年2月1日
なごみ整骨院	藤田 敏明	長崎県諫早市多良見町化屋344-5	平成29年2月1日
山口整骨院	山口 良祐	長崎県諫早市福田町17-5	平成29年2月1日

長崎県告示第139号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関から廃止の届出があった。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

(廃 止)

施 術 機 関 名	開 設 者	所 在 地	廃止年月日
玉里整骨院	玉里 憲吾	長崎県諫早市有喜町240-5	平成29年1月5日

長崎県告示第140号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市多良見町佐瀬字中島831番1地先から 諫早市多良見町佐瀬字宇都798番2地先まで	前	9.7~37.9	155.0	
	後	9.7~17.7	155.0	

長崎県告示第141号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県央振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般国道

路線名 207号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
諫早市猿崎町3598番地先から 諫早市高天町2815番6地先まで	前	9.6~51.3	1,748.8	
	後	21.1~100.3	1,748.8	

長崎県告示第142号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 木坂佐賀線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市峰町木坂451番3地先から 対馬市峰町木坂465番10地先まで	前	7.7~16.6	151.3	
	後	7.7~30.9	151.3	

対馬市峰町木坂465番12地先から 対馬市峰町木坂456番3地先まで	前	8.7~15.4	39.3	
	後	15.7~20.3	39.3	

長崎県告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路線名 枕島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市本窯町字竹ノ浦189番1地先内	前	10.4~14.8	7.9	
	後	20.2~23.8	7.9	

長崎県告示第144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道

路線名 福江空港線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市上大津町字住吉上1081番2地先から 五島市上大津町字住吉上1081番7地先まで	前	14.2~16.5	17.6	
	後	14.3~16.9	17.4	
五島市上大津町字住吉上1021番8地先から 官公有無番地（五島市上大津町字片山287番3地先まで）	前A	6.5~22.2	649.2	
	後A	6.5~22.2	649.2	
	後B	11.8~45.7	549.7	

長崎県告示第145号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
 路線名 玉之浦大宝線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
五島市玉之浦町大宝字笹海900番4地先から 五島市玉之浦町大宝字笹海900番2地先まで	前	12.1~12.8	19.7	
	後	10.8~12.5	19.7	

長崎県告示第146号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 玉之浦大宝線	五島市玉之浦町大宝字アクン泊850番1地先から 五島市玉之浦町大宝字笹海900番1地先まで	平成29年 2月28日
主要地方道 玉之浦大宝線	五島市玉之浦町大宝字笹海900番1地先から 五島市玉之浦町大宝字笹海886番1地先まで	平成29年 2月28日

長崎県告示第147号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
 路線名 奥ノ平時津線
 道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市西海町字桂山138番1地先内	前	16.6~20.3	15.9	
	後	16.0~20.3	15.9	

長崎県告示第148号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 奥ノ平時津線	長崎市西海町字桂山138番1地先から 長崎市西海町字桂山103番1地先まで	平成29年2月28日

長崎県告示第149号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道
路線名 七釜西彼線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
西海市西海町七釜郷字上川蟬2228番3地先から 西海市西海町七釜郷字上川蟬2229番1地先まで	前	7.4~10.0	9.3	
	後	7.4~8.7	9.3	
西海市西海町七釜郷字上川蟬1207番1地先から 西海市西海町七釜郷字上川蟬1203番1地先まで	前	9.4~14.4	22.4	
	後	10.5~15.6	22.4	

長崎県告示第150号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局大瀬戸土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 七釜西彼線	西海市西海町七釜郷字上川蟬2229番1地先から 西海市西海町七釜郷字上川蟬2245番4地先まで	平成29年2月28日

長崎県告示第151号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 佐世保市鹿町線	佐世保市小佐々町岳ノ木場586番18地先から 佐世保市鹿町町上歌ヶ浦224番4地先まで	平成29年2月28日

長崎県告示第152号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 206号	長崎市琴海形上町字平1861番5地先から 長崎市琴海形上町字小島4464番7地先まで	平成29年 2 月 28 日

長崎県告示第153号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 富江岐宿線	五島市富江町松尾字地藏坂子84番1地先から 五島市富江町松尾字地藏坂子89番地先まで	平成29年 2 月 28 日

長崎県告示第154号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 一般県道

路 線 名 矢次南有馬線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
官公有無番地先（南島原市北有馬町丙字眞竹道917番1）から 南島原市北有馬町丙字眞竹道918番1地先まで	前	3.6～9.6	34.0	
	後	6.7～11.2	34.0	

長崎県告示第155号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び島原振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年 2 月 28 日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般県道 矢次南有馬線	官公有無番地先（南島原市北有馬町丙字眞竹道917番1） から 南島原市北有馬町丙字眞竹道920番1地先まで	平成29年3月7日

長崎県告示第156号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 長崎畝刈線	長崎市滑石5丁目384番7地先から 長崎市滑石5丁目440番104地先まで	平成29年3月10日

長崎県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類 主要地方道
路 線 名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市野母町1748番1地先から 長崎市野母町1679番1地先まで	前	9.4~10.2	40.6	
	後	10.0~12.3	40.6	
長崎市野母町1649番1地先から 長崎市野母町1632番地先まで	前	11.4~13.7	50.5	
	後	10.4~16.5	50.5	

長崎県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 野母崎宿線	長崎市野母町1779番1地先から 長崎市野母町1679番3地先まで	平成29年3月15日

主要地方道 野母崎宿線	長崎市野母町1649番1地先から 長崎市野母町1632番地先まで	平成29年3月15日
----------------	-------------------------------------	------------

長崎県告示第159号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

なお、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する公示図書は、長崎県土木部砂防課及び長崎県県北振興局に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

箇所番号	所在地	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の種別	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
佐世保-(急)-1222	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	公示図書中の図面において表示
佐世保-(急)-1223- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1223- 4	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1224	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1225	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1226	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1227	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1228	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1229	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1229- 4	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1230	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1231	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1231- 3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1232	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	
佐世保-(急)-1233	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域	

佐世保-(急)-1234	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1234-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1236	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1237	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1238	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1241	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1242	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1243-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1243-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1243-4	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1248	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1249	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1251	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1251-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1253	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1254-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1255	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1256	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1257	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1258	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1259	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1259- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1260	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1261	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1263	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1265	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1266	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1267	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1268	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1268- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1268- 3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1269	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1270- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1271	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1272	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1272- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1273	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1273- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1273- 3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1274	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1274- 2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1275	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1275-4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1276	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1276-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1276-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1276-4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1277	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1277-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1277-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1277-4	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1278-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1279	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1279-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1279-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1281	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1281-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1281-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1282	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1283	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1283-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1284	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1284-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1284-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1285	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1286	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1287	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1287-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1288	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1289	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1289-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1290-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1291	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1291-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1291-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1292	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1292-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1293	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1293-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1293-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1293-5	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1293-6	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1294	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1295	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1295-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1296	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1297	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1299	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1299-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1300	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1301	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1302	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1329-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1330	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1330-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1331	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1332	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1333	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1333-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1333-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1334	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1335	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1335-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1335-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1336	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1337	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1338	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1338-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1340	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1340-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1340-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1341	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1345	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1350-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1351	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1351-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1352	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1353	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1353-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1354-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1354-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1355	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1355-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1355-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1358	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1359	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1361	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1365	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1367	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1367-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1367-3	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1368	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1369	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1369-2	佐世保市小島町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1370	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1370-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1371	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1371-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1372	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1372-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1373	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1373-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1374	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1375	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1375-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1375-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1376	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1376- 2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1376- 3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1376- 4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1377	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1378	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1378- 2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1378- 3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1379	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1379- 2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1380	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1380- 3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1381	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 5	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 6	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 7	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1382- 8	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1383	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1383-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1383-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1384	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1385	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1385-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1386	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1387	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1388	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1388-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1388-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1389	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1389-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1390	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1390-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1391	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1394	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1394-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1394-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1395	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1395-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1396	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1757	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1757-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1757-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1757-4	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1759	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1760	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1761	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1762	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1762-2	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1762-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1764	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1765	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1765-3	佐世保市鹿子前町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1799	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1800	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1800-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1801	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1801-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1803	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1805	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1805-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1805-4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1806	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1807	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1807-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1808	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1809	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1809-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1809-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1810	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1811	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1814	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1814-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1814-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域
佐世保-(急)-1814-4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1815	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1816	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1817	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1817-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1822	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1823	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1827	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(急)-1828	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1828-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1828-3	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1828-4	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1828-5	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1828-6	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1830	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1831	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(急)-1831-2	佐世保市赤崎町	急傾斜地の崩壊	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0276-3	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0278	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0285	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0286	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0288	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0289	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0290	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0292	佐世保市鹿子前町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0295	佐世保市赤崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0299	佐世保市小島町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0300	佐世保市小島町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0301	佐世保市小島町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

佐世保-(土)-0302	佐世保市赤崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0303	佐世保市赤崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域
佐世保-(土)-0372	佐世保市赤崎町	土石流	警戒区域、特別警戒区域

公 告

大規模小売店舗の変更事項届出（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成29年2月28日

長崎県知事 中村 法道

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

させぼ五番街

長崎県佐世保市新港町2番1号 他

(2) 届出者の氏名又は名称及び住所

有限会社中村商事 代表取締役社長 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町6番地1

(3) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社エレナ 代表取締役社長 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町6番地1

株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口 幸敏

長崎県長崎市文京町8番2号 外49者

（変更後）株式会社エレナ 代表取締役社長 中村 國昭

長崎県佐世保市大塔町6番地1

株式会社お茶の山口園 代表取締役 山口 正憲

長崎県長崎市文京町8番2号 外49者

(4) 変更の年月日

平成28年4月1日 外

2 届出年月日

平成29年1月24日

3 関係書類の縦覧

(1) 縦覧期間

公告の日から4月間

(2) 縦覧場所

長崎県産業労働部商務金融課、長崎県県北振興局商工水産部商工労政課及び佐世保市観光商工部商工物産課

4 その他

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を長崎県産業労働部商務金融課に提出しなければならない。

測量の実施（公告）

測量法（昭和24年法律第188号）第39条の規定において準用する同法第14条第1項の規定により、防衛省九州

防衛局長から公共測量（基準点測量）を次のとおり実施する旨の通知があった。

平成29年 2 月28日

長崎県知事 中村 法道

公共測量実施の地域及び期間

地 域	期 間
大村市（一部）	平成29年 2 月13日から 平成29年 3 月31日まで

都市計画の図書の縦覧（公告）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年 2 月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 都市計画の種類
波佐見都市計画下水道（波佐見町公共下水道）（波佐見町決定）
- 2 縦覧場所
長崎県土木部都市計画課及び長崎県県北振興局

土地区画整理事業の事業計画の変更認可（公告）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第 1 項の規定により、池山土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した。

平成29年 2 月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 土地区画整理組合の名称
池山土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
自 平成27年 2 月20日
至 平成31年 3 月31日
- 3 施行地区
長与町吉無田郷字的場、山下、江下、珍シ川の各一部
- 4 事務所の所在地
西彼杵郡長与町吉無田郷879番地24
- 5 設立認可の年月日
平成27年 2 月20日
- 6 変更認可年月日
平成29年 2 月28日

落札者等（公告）

落札者等について、次のとおり公告する。

平成29年 2 月28日

長崎県知事 中村 法道

- 1 物品名及び数量
長崎県警察本部通信指令システム構築業務委託並びに賃貸借及び保守 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
名称 長崎県警察本部警務部会計課（調度係）
住所 〒850-8548 長崎県長崎市万才町 4 番 8 号
- 3 落札決定日
平成29年 1 月31日

- 4 落札者の氏名及び所在地
長崎市西坂町2-3
富士通・富士通リース共同企業体
代表者 富士通株式会社 代表取締役社長 田中 達也
- 5 落札価格
747,156,000円（消費税及び地方消費税を含まない。）
- 6 契約方式
一般競争入札
- 7 入札公告日
平成28年11月15日
- 8 落札方式
総合評価落札方式

公安委員会告示

長崎県公安委員会告示第4号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第7条の規定により、次のとおり公示する。

平成29年2月28日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

- 1 検定を行う警備業務の種別及び区分
貴重品運搬警備業務2級
- 2 検定の日時、場所及び検定予定人員
 - (1) 日時
平成29年6月1日（木）午前10時から午後6時までの間
 - (2) 場所
長崎県西彼杵郡時津町野田郷62番地 とぎつカナリーホール
 - (3) 検定予定人員
20人
- 3 受検資格
受検資格は、警備員又は警備員になろうとする者で、次のいずれかに該当するものとする。
 - (1) 長崎県内に住所を有する者
 - (2) 長崎県内の営業所に属する警備員
- 4 検定試験内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
 - イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (3) 検定の方法
検定においては、学科試験を実技試験の前に行うものとし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 検定申請の手続

(1) 申請期間、申請先等

申請期間	申請時間	申請先
平成29年3月6日(月)から同年3月15日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除く。	午前9時から 午後5時まで	申請者の住所地を管轄する警察署又は申請者が警備員である場合は、その者が属する営業所の所在地を管轄する警察署

※ 検定申請の受付は、先着順とし、予定人員に達した場合は、申請期間の途中であっても締め切る。また、郵送による検定申請は、受け付けない。

検定申請は、受検者本人が行うものとするが、やむを得ない事情等により代理人が行う場合は、受検者本人の委任状を持参すること。

(2) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 申請者が警備員である場合は、次に掲げるいずれかの書面

(ア) 申請者の住所地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、住所地を疎明する書面 1通

(イ) 申請者の属する営業所の所在地を管轄する警察署に書類を提出する場合は、次に掲げるいずれかの書面

a 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が同一である場合は、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面 いずれか1通

b 申請者の住所地を管轄する警察署と属する営業所の所在地を管轄する警察署が異なる場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1通

ウ 申請者が警備員でない場合は、住所地を疎明する書面 1通

エ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

6 検定手数料の納付

検定申請時に検定手数料16,000円を長崎県収入証紙により納付すること。

なお、検定申請の受付後は、手数料は返還しない。

7 合格発表

本検定の合格発表は、当日検定場所において本人に対して行う。

8 問合せ先

(1) 長崎県内の最寄りの警察署の生活安全課又は刑事生活安全課

(2) 長崎県警察本部生活安全部生活環境課許可業務指導室営業第二係(電話 095-820-0110 内線3191)

長崎県公安委員会告示第5号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定に基づき少年指導委員を委嘱したので、少年指導委員規則(昭和60年国家公安委員会規則第2号)第2条第2項及び長崎県少年指導委員運営規則(平成18年長崎県公安委員会規則第20号)第2条第2項の規定により公示する。

平成29年2月28日

長崎県公安委員会委員長 片岡 瑠美子

活動区域	氏名	連絡先
平戸地区	中村 幸一	平戸警察署 0950-22-3110

収用委員会規則

長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年2月28日

長崎県収用委員会
会長 梶村 龍太

長崎県収用委員会規則第1号

長崎県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

長崎県収用委員会運営規則（昭和43年長崎県収用委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第11条中「署名」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

雑 報**一般競争入札の実施について（公告）**

長崎県立大学インターネット出願及び入学検定料収納代行決済に係る業務委託一式について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成29年2月28日

長崎県公立大学法人 理事長 稲永 忍

1 競争入札に付する事項**(1) 調達件名及び数量**

長崎県立大学インターネット出願及び入学検定料収納代行決済に係る業務委託一式

(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 委託対象期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日

(4) 委託作業場所

長崎県佐世保市川下町123 佐世保校 及び長崎県西彼杵郡長与町まなび野1-1-1 シーボルト校

(5) 入札の方法

(1)の業務を一括して入札に付す。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札の参加資格

(1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第3条の規定に該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条第1項の規定に該当しない者である。

(2) アまたはイの資格を得ている者であること。

ア 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格。

イ 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第2条第2項に定める資格。

(3) 競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から入札書受理期限までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

(4) この公告の日から8の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けている者でないこと。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

前項に掲げる入札参加資格を得ていない者で入札を希望するものは、本法人所定の審査申請書に必要事項を記入のうえ、平成29年3月10日17時45分までに次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

（住所）〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1

（名称）長崎県公立大学法人 総務課財務グループ

（電話）0956-47-2191

4 入札参加条件

この入札に参加する者は、入札説明書に掲げる提供しようとするシステム等の機能等証明書を、平成29年3月15日17時45分までに、5の部局等に提出すること。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じること。

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等
(住所) 〒858-8580 長崎県佐世保市川下町123番地1
(名称) 長崎県公立大学法人 企画広報課
(電話) 0956-47-2191 (FAX) 0956-47-8047
- 6 入札説明書の交付
(期間) この公告の日から平成29年3月10日まで(大学の休日を除く。)の9時00分から17時45分の間。
(部局) 5の部局とする。
(受領) 入札参加希望者は、5の部局より入札説明書を必ず受領すること。
- 7 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の日時及び場所
(日時) 平成29年3月24日 15時00分
(場所) 長崎県立大学佐世保校 大学院棟2階 616教室
開札当日が悪天候(大雨、大雪等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
徴収しない。
ただし、落札者が契約を結ばない場合は損害賠償金として落札額の100分の5の金額を徴する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 法人を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。なお、適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、次の(1)から(7)により無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (3) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (6) 入札書が会計責任者の定めた入札条件に違反したとき。
 - (7) 実作業者の情報技術が、業務に必要な要件を満たすものと認められなかったとき。
 - (8) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (9) 入札書に記名押印がないとき(署名のみ、また、入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。)その他必要な記載事項を確認できないとき。
 - (10) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (11) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (12) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法

- (1) 長崎県公立大学法人契約事務取扱規程第5条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約からの暴力団等排除要綱に基づき長崎県から排除措置を受けた場合、落札決定を取り消すことがある。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) その他、詳細は入札説明書による。

正 誤

平成29年2月10日付け長崎県公報第10602号中誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
2592	19	長崎市江戸町2番13号	大村市玖島1丁目25番地

発行者

長崎県
長崎市江戸町二番十三号

電話代表
直通表(八九五)
二一一一
二一一六

印刷所
印刷人

長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺クイック
田クプリン
宏ク
弥ク